

令和 8 年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、国内資源循環体制構築に向けた
再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業)
の 2 次公募について

公益財団法人廃棄物・3R研究財団では、環境省より令和8年度「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業）」の交付決定を受けました。

これを受け、当財団は交付された補助金を財源として、「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」に要する経費の一部を補助する事業を実施いたします。

つきましては、以下のとおり補助対象事業の公募を行います。

1. 公募する補助対象事業

国内での社会実装にむけた脱炭素型の実証事業のうち、以下に取り組むもの。

- ・再エネ関連製品（太陽光パネル、リチウムイオン電池、風力発電設備）やそのベース素材をリユースまたはリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術またはスキーム構築の実証
- ・その他製品等から鉄・非鉄金属・レアメタル等をリサイクル（解体、選別、再生材製造等）する技術またはスキーム構築の実証

2. 公募実施期間

令和8年7月16日（木）～令和8年8月26日（水） 13時必着

3. 個別相談会

公募期間中、応募をご検討中の皆様を対象に個別相談会を実施いたします。

詳しくは、当財団のホームページをご覧ください。

4. 応募申請対象者

本補助事業に応募申請できる者は、次に掲げる者です。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ④ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

- ⑤ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ⑥ 地方公共団体またはその研究機関
- ⑦ その他環境大臣の承認を経て財団が適当と認める者

(応募申請する代表の機関等は、設立から1年以上経過していること。)

なお、補助金の管理等については、補助事業者の経理担当部局が行う必要があります。

5. 必要な書類等

応募申請書及び必要な添付資料の詳細については、当財団ホームページに掲載している公募要領をご覧ください。応募申請書等は、補助金申請システム「jGrants」本事業ページの「詳細」からダウンロードをしてください。

[jGrants ネットで簡単！補助金申請 | jGrants](#)

※ 補助金を探すから「国内資源循環」で検索し、「令和8年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業）2次公募」を選択してください。

6. 書類の提出先および問合せ先

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 J E I 両国ビル 8 階

事業支援部 TEL 03-6659-6424 FAX 03-6659-6425

担当 : 小口、三宅、上島、小田切

H P : <https://www.jwrf.or.jp/>

E-mail : r.koudoka-4@jwrf.or.jp